

浜松市自転車等の放置の防止に関する条例(平成6年浜松市条例第17号)第12条第2項の規定により撤去した自転車等を、第14条第1項の規定により保管したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和8年1月22日

浜松市長 中野祐介

記

1 撤去した場所

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

2 撤去した日

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

3 保管する期間

撤去した日から令和8年7月22日

4 保管及び返還を行う場所

浜名区新野399番地 浜北クリーンセンター

5 その他市長が必要があると認める事項

(1) 返還時に必要となるもの

- ア 自転車のカギ
- イ 印鑑
- ウ 身分を証明できるもの

(2) 浜松市自転車等保管所の取り扱い日時及び電話番号

ア 取り扱い日時
平日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 電話番号
053-585-1152

(3) 保管した自転車等

別紙「撤去・保管自転車等一覧」のとおり

自転車 2 台

